

町会費納付細則

第1条（会費の金額）

本会の会費は、会員1世帯（1戸の建物に複数の世帯が同居しているときは、建物全体として1世帯とみなす）あたり年会費4,000円とする。

第2条（納付の方法）

- 1 会員は、毎会計年度の会費を年度期首（6月）に、班長に持参する方法で支払う。
- 2 班長は、会員から納付を受けた会費を、会長に持参する方法で納める。
- 3 会長は、納付を受けた会費の金額と納付会員を確認した後、会計に預金を指示して交付する方法で、会の資産に組み込む。

第3条（納付開始）

- 1 新たに会員になった者は、会員になった翌月から世帯毎の会費を負担する。
- 2 会費は、月割り（月額340円）で算出し、入会申込の際に会長に持参して納付する。
- 3 会長は、納付を受けた会費の金額を確認した後、会計に預金を指示して交付する方法で、会の資産に組み込む。

第4条（納付終了）

- 1 世帯の全員が会員資格を失ったとき者は、世帯全員が資格を失った翌月から世帯毎の会費納付義務を免れる。
- 2 前項の場合、会員だった者は前払した会費の返還を会長に求めることができる。
- 3 会長は、返還を相当とする金額を、会計に預金払戻を指示して受け取る方法で用意し、すみやかに返還する。
- 4 会員だった者は、会計年度を越えて第2項の返還を求めることができない。

第5条（賛助会費）

- 1 本会賛助会員は賛助会費を負担する。
- 2 賛助会費は月額金1000円とし、本細則で定めた会員の納付方法に準じて納付する。

第6条（寄付金）

- 1 本会は、広く寄付金を受けることができる。
- 2 会長は、受領した寄付金を、会計に預金を指示して交付する方法で、会の資産に組み込む。

第7条（細則の改正）

本細則は、総会の議決によって改正することができる。

第8条（付則）

本細則は、平成12年 月 日から施行する。

平成17年6月12日

この細則は、エヌ・シティ西町会 平成17年6月12日の総会において第1条（会費の金額）第2条（納付方法）が変更された。

平成28年6月5日

この細則は、エヌ・シティ西町会 平成28年6月5日の総会において第1条（会費の金額）第2条（納付方法）第3条（納付開始）が変更された。